

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公示します。

2025年2月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名:
カンボジア国地雷対策センター組織強化プロジェクトフェーズ2
2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出:
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称:カンボジア国地雷対策センター組織強化プロジェクトフェーズ
2

調達管理番号:24a00976

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年2月26日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:カンボジア国地雷対策センター組織強化プロジェクトフェーズ2

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3)適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4)契約履行期間(予定):2025年5月~2028年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

履行期間を34カ月未満で想定した場合は以下となります。

- 1)第1回(契約締結後):契約金額の14%を限度とする。
- 2)第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の14%を限度とする。
- 3)第3回(契約締結後25ヶ月以降):契約金額の12%を限度とする。

(6)部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1)2025年度(2026年2月頃)
- 2)2026年度(2027年2月頃)

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 平和構築室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年3月4日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年3月5日 12時まで
3	質問への回答	2025年3月10日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年3月21日 12時まで
5	プレゼンテーション	本件では行いません。
6	評価結果の通知日	2025年4月1日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料:

・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- ① 提出期限: 上記2. (3) 参照
- ② 提出先 : <https://forms.office.com/r/gMMnNfsTdz>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

① プロポーザル・見積書

ア) 電子データ(PDF)での提出とします。

イ) プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書(または別見積書)」としてください。

ウ) 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

エ) 別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

オ) 別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案)がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER(<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

① プロポーザル・見積書

② 別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

(1) 技術評価について

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律**2点の加点(若手育成加点)**を行います。

② 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

【JICA が主な活動レベルまでを提示する場合】

応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、以下の関連資料を参照してください。

【共通】

- ・ クラスタ事業戦略「地雷・不発弾対策」

【CMAC 関連資料】

- ・ CMAC strategy 2026-2035 (Draft)
- ・ 「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクト フェーズ 2」案件概要表
- ・ CMAC に派遣される直営専門家「総括／地雷・不発弾対策」の TOR

【UXO Lao 関連資料】

- ・ 「UXO Lao の組織能力強化のための人材育成プロジェクト」案件概要
- ・ Project Completion Report: “The Project for strengthening operational capacity of UXO Lao contributing to poverty alleviation”
- ・ 「貧困削減に資する UXO Lao の実施能力強化プロジェクト」業務完了報告書
- ・ UXO Lao に派遣される直営専門家「総括／地雷・不発弾対策」の TOR

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2.業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	CMACによる組織体制整備への具体的な支援方法	第3条2.(4)CMAC組織戦略に即した組織体制整備
2	地雷・不発弾対策のための技術開発(現地実証)にかかる体制・能力構築への具体的な支援方法	第3条2.(5)研究・開発
3	CMACの国内外における認知度の向上と資金源の多様化に資する広報活動の強化に資する提案及びその実践方法	第3条2.(6)広報活動の強化
4	CMACによるアフリカ諸国における国際協力活動の方針設定と、方針に沿った活動内容の実践の検討にかかる具体的な取組方法	第3条2.(7)国際化の実践 ①アフリカ地域地雷対策活動の強化
5	CMACによるASEAN地域における国際協力活動の方針設定と、方針に沿った活動内容の実践の検討にかかる具体的な取組方法	第3条2.(7)国際化の実践 ②ASEAN地域における地雷・不発弾対策活動の強化
6	UXO Laoにおける組織戦略策定への具体的な支援方法	第3条2.(7)国際化の実践 ③UXO Laoにおける組織戦略の策定

3. その他の留意点

プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。

現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- (1) 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
- (2) 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
- (3) 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。

現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

カンボジア地雷対策センター(CMAC)は、豊富な人道的地雷・不発弾対策にかかる知見等を活かした国際協力や、民間と連携した地雷対策・除去技術の開発・現地実証を実施してきており、これらの活動を拡充していく意向を持っている。更にジェンダー導入(WPS)についても検討を始めている。また、我が国外務省も2024年7月「地雷対策支援に関する包括的パッケージ」及び「日カンボジア地雷イニシアティブ」を発表し、後者においては(1)地雷の非人道性の認知向上・地雷削減に向けた国際的な機運醸成、(2)CMACにおける地雷なき世界のための国際協力チームの創設、(3)日・カンボジア連携による第三国での地雷除去支援、(4)最新技術を用いた機材開発、に取り組むこととしている。

上記背景を踏まえ、JICAはカンボジア政府の要請に応える形で、CMACの国際協力体制構築・強化、技術開発拠点としての体制整備、広報・博物館運用強化を目的とした技術協力プロジェクト「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクト フェーズ2」を形成し、2024年11月に本プロジェクト実施にかかるR/Dを締結した。

またCMACは国際協力の一環として、アセアン地域やアフリカ諸国における地雷・不発弾対策や、JICAがラオスにて実施予定の「UXO Laoの組織能力強化のための人材育成プロジェクト」への協力に取り組む意向を示している。

本件は、これらを踏まえ、CMACが世界の地雷・不発弾対策機関の能力強化を支援するリソース機関としての役割を強化できるよう、CMACの能力強化に加え、将来の協力可能性の検討に必要な調査(アセアン及びアフリカ地域)及び具体的な協力事業(上述したラオスに対する協力プロジェクト)への参加を通じた国際協力手法の実践及びレビュー・改善を行うことを目的とし実施するものである。

「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクト フェーズ2」については2024年9月に基本計画策定調査(2024年9月)を、「UXO Laoの組織能力強化のための人材育成プロジェクト」については2024年9月に詳細計画策定調査を実施済みであり、それぞれ案件概要表を作成済みである。(別紙1、別紙2を参照のこと)

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙3「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 本業務の意義

本業務は、CMACの能力開発(国際協力実施能力、技術開発能力、広報／博物館運営能力)に加え、実際のプロジェクト(「UXO Laoの組織能力強化のための人材育成プロジェ

クト」等)を通じた国際協力実践に必要な知見の拡充及び実施手法の向上、将来的な国際協力活動拡大を念頭においた地域情勢調査の実施を含むものである。ついては、これら業務の実施に当たっては、今後 CMAC の国際協力の実施方針との整合性に十分留意する。

(2) 段階的な計画策定

2023年に提出されたカンボジア政府からの要請書において本プロジェクトは、CMACの組織能力強化を主たる目的としていた。一方2024年7月の上川前外務大臣のカンボジア訪問、「日カンボジア地雷イニシアティブ」の発表を受け、同プロジェクトに求められる活動内容が拡大したため、段階的な計画策定を採用することとした。ついては、本プロジェクト開始後約5か月間を目途に詳細計画を策定する計画フェーズとし、本プロジェクトの直営専門家(詳細後述)主導の下、その後の本格的な活動(実施フェーズ)へと繋げる(なお、直営専門家を派遣する2025年3月をもってプロジェクト開始とする)。また、詳細計画の策定にあたっては、相手側実施機関及び関係者との協働を重視した、プロセス重視の参加型アプローチをとる。

(3) JICA グローバル・アジェンダとの整合性

本プロジェクトは、JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)「平和構築」及び同アジェンダにおいて策定された「地雷・不発弾対策クラスター事業戦略」の具体化に貢献する、JICAによる人道的地雷・不発弾対策分野における中心的なプロジェクトである。ついては、詳細計画策定調査の段階において、本プロジェクトの上記グローバル・アジェンダへの貢献が具体的にわかるよう、JICA及びCMACに派遣されている直営専門家と協議の上、論理の整理及びプロジェクト指標の設定を行う。

(4) CMAC 組織戦略に即した組織体制整備²

① 国際協力にむけたプログラムの策定

CMACは、同様の課題に直面する他の国・地域に対し、CMACがこれまで蓄積・強化してきた知的・人的資源をより有効に活用した効果的な協力を実施することとしており、その方針は現在実施中である「カンボジア国地雷対策センター組織強化プロジェクト」による協力成果の一つとして今年最終化されるCMACの組織戦略に明示される予定である(組織戦略については、配布資料「1.CMAC strategy 2026-2035 (Draft)」を参照)。

本業務は、同組織戦略に即して、CMACの目指す国際協力の方向性をより具体化するとともに、それを実践するための知見の精緻化、人材育成等、国際協力プログラムの実施に必要な包括的な能力強化プログラムを策定することを目的としている。具体的な活動としては、既存の国際協力活動のレビュー、新たな国際協力プログラム(体系的な方針と、他国に提供可能な研修・技術サービスのリストアップを含む)の策定、プログラムを実施するための新たなアクションプランの策定等を想定している。

これら作業を実施するにあたっては、CMACによる当該分野の協力が想定される国や地域における多種多様な技術支援ニーズの把握に努めるとともに、他の地雷対策機関(Croatian Mine Action Centre: CROMAC)や他国・他地域の事例・現状調査等を通じ、CMACが今後国際協力プログラムを実施する上で有用と考えられる知見を特定し、それらの活用方法を検討することが重要となる。

² CMACにおける組織戦略に即した形で、国際協力プログラムの策定、人材育成・人材配置計画、組織の持続的な運営を行うための具体的な活動を含めた計画をプロポーザルで提案すること。加えて、調査対象とする他国の地雷対策機関の事例等がある場合は提案に含めること。

これら他国や他機関への調査については、調査計画の策定段階から CMAC 側及び JICA が CMAC に派遣した直営専門家と十分な議論を行い、調査の方向性や内容にかかる共通認識を形成することが重要である。

② 人材育成・人材配置計画

上記①で策定される国際協力プログラムを実施するためには、本プログラムの実施に必要な知見や能力を持った人材を確保するための人材育成・管理の仕組みを確立すると共に適切な人材配置計画の策定が不可欠である。そのため、これらを持続可能な形での実践を可能とするような組織及び人材面での施策を検討する。現時点で想定される作業としては、国際協力を担う部局の人員構成・規模の検討、人員配置方針の策定、国内外における能力強化のための職員への研修機会の提供や国際会議への派遣、他の地雷・不発弾汚染国との人材交流推進、人的資源管理に関する能力評価と関連研修の実施等が挙げられるが、詳細については詳細計画策定調査を通じて確定する。

③ 組織の持続的な運営(資金源の多様化)

国際協力機能等の拡大に伴い、CMAC の財源の確保・多様化及び組織管理能力の強化が喫緊の課題の一つとなると想定される。

これら課題の解決に資する具体的な活動については CMAC の持続的な運営のために必要な財務戦略・計画の策定(広報や、国際協力を通じた収入の確保等)を想定しているが、詳細については CMAC との協議の上、特定する。

(5) 研究・開発³

CMAC はこれまでも企業等と連携しつつ人道的地雷・不発弾分野における様々な新技術の適用及び現場での技術実証に取り組み、知見を蓄えてきた。本業務では、CMAC が過去に実施した技術開発の実績をレビューするとともに、国際的な当該分野における技術開発の動向を調査し、CMAC による今後の更なる技術実証業務の充実・拡大に必要な人員体制や機材・設備、実現に当たっての課題・留意事項等について検討を行う。その際には、CMAC による技術実証の付加価値の拡大を念頭に入れ、人道的地雷・不発弾対策における他機関の関連情報も収集し検討の材料とする(例: CROMAC 等による技術認証の実態を把握したうえで CMAC による認証の在り方を検討する、実証された技術の普及等にかかる各種サービス(当該技術を導入した機関に対する SOP の策定や運用方法等にかかる研修の実施、ユーザー側のニーズの開発者へのフィードバックや助言等)について情報を収集、CMAC による同様なサービスの実施可能性を検討する 他)。

また、こういった現地実証事業を、将来的に CMAC の収入源の一つとする可能性もあわせて検討する。

なお、本技術実証では本邦企業等への再委託事業により具体的な現地実証を行うこととし、具体的な技術や企業については今後 CMAC 他との協議を通じて決定していくことを想定している。

³ これまで CMAC において蓄積されてきた知見及び技術に基づいた実証実験を想定し、必要な組織体制や機材を検討するための具体的な支援方法についてプロポーザルで提案すること。また、本技術実証の再委託先として有望な技術や企業があれば提案に含めること。ただし、現地実証の対象となる技術は、実地における稼働の確認作業段階にある等、熟度が高いものを対象とする。

(6) 広報活動の強化⁴

CMACにおいては今後対外的な情報発信を強化することで、国内外の認知度の向上や資金源の多様化に繋げることを検討している。広報ガイドラインの策定や発信業務向上のための支援、広報ツールの見直し、広報チーム職員に対する研修機会を増やすことが求められる。

博物館の運営にかかる活動については、別途 JICA により実施中である草の根技術協力「地雷対策を通じた平和と人間の安全保障の啓発・普及のための博物館づくり」及び無償資金協力事業「カンボジア地雷対策センター研修複合施設及び広報施設建設計画」が実施中であり、草の根技術協力が博物館運営人材の育成を、無償資金協力が博物館の建設を行っている。こういった中、本業務は、博物館の展示物の企画・作成を主たる目的としており、本業務実施に当たっては、これらの実施中案件との密な連携が求められる。

(7) 国際化の実践

今回業務では、CMAC の国際化を実践するにあたって重要な、以下の調査及び実践の業務を含める。については、作業計画の策定の際には相互の業務が十分に連携できるように留意するとともに、CMAC が本プロジェクトにこれら業務が含まれることの意義・必要性について十分納得できるような丁寧な説明に努める。

① アフリカ地域地雷対策活動の強化⁵

アフリカ地域における地雷・不発弾等爆発物による汚染の状況が不明であり、CMAC の知見が活かされる協力の方法を特定することが肝要となっている。については CMAC によるアフリカ支援戦略の策定を行うとともに、その戦略に沿った具体的な活動案を検討すること。なお、当該支援戦略の実現にあたっては JICA による協力も想定されるので JICA として取り得る支援策についても併せて検討する。

本活動のアウトプットとしては、CMAC によるアフリカ支援戦略及び戦略に沿った具体的な活動案に加え、アフリカ諸国向けのワークショップの実施(4か国程度を対象 ルサカもしくはアディスアベバで1回、カンボジアで1回、計2回を想定)や TICAD における発信を念頭に置いている。についてはこういったワークショップの実施(ワークショップの企画・準備、必要な渡航の手配・支援等)や TICAD におけるサイドイベントにおける発信の内容の検討への支援を行う。

② ASEAN 地域における地雷・不発弾対策活動の強化⁶

本件については、下記2点の項目を含むものとする。

- CMAC の将来的な国際協力及び技術開発に資する ASEAN 域内国における地雷・不発弾に関する各種情報の集約及び調査

⁴ JICAは、これまでCMAC平和博物館の運営に係る人材育成や広報能力の強化を支援しているが、国内外の認知度向上や資金源の多様化に繋がる広報ツールの見直しと博物館展示の改善、見直しを図るため、具体的にどのような取組が想定できるか、草の根技術協力や無償資金協力事業との連携も考慮した上で、プロポーザルで提案すること。

⁵ アフリカ地域における活動においては、これまでにアンゴラとの南南協力(2014年～2016年)の実績の他、2023年からエチオピア、ナイジェリア、ソマリア、南スーダンを対象にワークショップ形式で知見共有を継続してきているが、当該地域における不発弾・地雷等による汚染の状況が不明であるが故、支援の方向性が定まっていない。本プロジェクトにおいては、アフリカ地域の状況を整理した上で、具体的にどのような活動方針と活動内容が見込めるかプロポーザルで提案すること。また、具体的なアフリカ支援戦略の策定・実現に際しては、JICAが実施し得る支援策についても具体的な活動をプロポーザルで提案すること。なお、JICAは将来的にアフリカに国際協力拠点を設けることを検討中である。

⁶ CMACが有する知見を活かし、第4条2(2)1-3を参考に、ASEAN域内国に対して具体的にどのような方針設定と取り組みが期待できるのかプロポーザルで提案すること。また、ARMACとの連携の可能性についても、具体的な協力が見出せる分野を特定し、プロポーザルで提案すること。

- 回避教育、WPS 等、域内での共有が有用と思われる課題についてのワークショップの開催(ASEAN 地域地雷対策センター(ARMAC)との連携を念頭に置く)

情報の収集、ワークショップの開催においては、ASEAN 地域の人道的地雷・不発弾対策にかかる域内の協力促進を担う ARMAC との再委託を含む協力を検討することが求められる。

③ UXO Lao における組織戦略の策定への支援

第2条「業務の背景」に記載のとおり、CMAC は国際協力の一環として、JICA がラオスにて実施予定の「UXO Lao の組織能力強化のための人材育成プロジェクト」への協力に取り組む意向を示している。こうした CMAC の意向も踏まえ、本プロジェクトの国際協力活動のパイロットとして、UXO Lao の組織戦略策定への技術的な支援を UXO Lao へ派遣中の直営専門家及び CMAC と協力しつつ行う。本協力の実施は、ラオスにおける現地活動の実施を含む。

UXO Lao の組織戦略については、1996 年設置当初の策定以降から改定がなされておらず、当該組織を取り巻く環境の変化に対応した中長期的な戦略・計画が策定されていないことが課題となっている。については、UXO Lao の中長期的な組織戦略の策定を支援するとともに、本組織戦略が、具体化への道筋が明確であり実施可能なものとなるよう、本業務において「戦略の実用性」を検証するためのパイロット活動を実施する。⁷

当該組織戦略への UXO Lao のオーナーシップを高めるため、戦略計画の草案策定及び普及に係る現地ワークショップの開催等の実施方法について工夫する。

組織戦略については、実践性も重要であるため、本業務では具体的な戦略を先行的に実施させるパイロット県を設定し、戦略に沿ったオペレーションの検討と結果のフィードバックを検討する。具体的なパイロット県の選定については、南部3県(セコン、サラワン、チャンパサック)を候補として想定しているものの、UXO Lao 及び JICA と相談の上で選定することとする。また、具体的な業務計画の策定においては、現場でのフィードバックを考慮する。

(8) 実施体制

本プロジェクトでは、CMAC に派遣される直営専門家「総括／地雷・不発弾対策」、UXO Lao に派遣される直営専門家「総括／地雷・不発弾対策」、本業務実施契約(戦略策定・実施計画、組織能力強化にかかる具体的な支援活動の実施を担当)の専門家のハイブリッド体制を構築する。本プロジェクト全体に係る調整及び連携促進は直営専門家が中心的に担い、業務実施契約専門家は技術的な知見を活かした具体的な協力活動を行うものとする。両専門家の TOR は関連資料を参照すること。UXO Lao が関係する業務についても、プロジェクト全体の調整・連携促進は UXO Lao に派遣されている直営専門家が担う。CMAC、UXO Lao との協議が必要な際は、内容についての直営専門家への事前相談や情報共有を密に行うものとする。

なお、カンボジア技プロ及び UXO Lao との協力の実施体制については、別紙1、別紙2「案件概要表」を参照すること。

⁷ 本プロジェクトではUXO Laoの組織戦略の実用性を高めるために、どのようなパイロット活動が想定できるかプロポーザルで提案をすること。先行プロジェクトにおいては、専門家の支援を受けつつ、UXO Laoの幹部や管理職が主体となって議論を重ねた結果、組織戦略と実行力に対する責任意識が高まった。本プロジェクトにおいても、こうしたUXO Laoのオーナーシップを醸成するために、どのような工夫ができるか検討を行うこと。

(9) 想定する事業連携

地雷対策活動はただ取り除くだけでなく、復興に貢献する必要があるため、多様な連携が必要となる。JICA のみではなく、他の国際機関やドナーとの協働により達成できる成果は拡大するので、事業実施においては JICA の他事業、他のパートナーとの連携を積極的に取り入れることが求められる。特に国連地雷対策サービス局 (UNMAS) はアフリカ諸国においても活動を行う実務機関であり、今後国際化を見据えて重要なパートナーになっていく。加えて、地雷除去後の土地において、開発を進める段階へと移行が行われる後押しをするため、WFP や FAO 等の国際機関との連携も検討する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙 4「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) 詳細計画の策定

本プロジェクト開始から5か月間(2025年3月末～2025年8月末)⁸までを詳細計画策定フェーズとし、基本計画策定調査で合意済みの協力の枠組み(別紙案件概要表参照)をベースに、現状分析、試行的に実施する研修、組織戦略に沿った能力強化の必要性や採るべきアプローチ、国際協力活動の実施体制(パイロット事業含む)を踏まえて適切な目標、成果、活動となるよう見直すとともに、各種指標の目標値も併せて設定する。右を踏まえ、PDM 及び PO を修正し、RD 署名国(カンボジア)と合意する。

(2) 本業務の構成

本業務の内容詳細については後述するが、概要は下表のとおりである。成果1.中の活動1-5では具体的な協力活動や調査の実施を予定しており、これらの実施に当たっては、CMACをこれら活動を実施するための「リソース」としてもとらえ、連携を図っていくことを想定している。

成果1:「CMACの国際協力の能力が拡大する」に関する活動
1-1. 既存の国際協カプログラムのレビュー、技術協力を強化するプログラムの策定
1-2. 人員の配置、人材育成・人材管理の体制の構築
1-3. 他の地雷・不発弾汚染国と人材交流の推進
1-4. CMACが人材を派遣できる国・地域における潜在的な技術支援ニーズの特定
1-5. ラオス、ASEAN地域、アフリカ、その他の地域を対象とした国際協力プログラムの策定及び具体的な活動の実施
① ラオスを対象とした地雷・不発弾対策への協力(UXO Laoの組織能力強化のための人材育成プロジェクト)
② ASEAN地域を対象とした地雷・不発弾対策への協力にかかる調査等
③ アフリカ地域を対象とした地雷・不発弾対策への協力にかかる調査等
成果2:「CMACにおける機材や技術の開発支援のための能力・体制が強化される」に関する活動
2-1. CMACの知識と経験のレビュー、国際的な該当分野における技術開発の動向調査、技術実証の実施
2-2. 人員体制や機材の設備配置計画の検討
2-3. 資金獲得の機会の模索
2-4. CMAC職員の地雷対策技術に関連する国際会議や展示会への参加
成果3:「広報関連のツールの開発とともに博物館の組織としての能力強化の推進を通じて、広報の能力が強化される」に関する活動
3-1. 広報ガイドラインの策定等支援
3-2. 広報ツールの見直し、博物館展示の改善、見直しの実施
3-3. 研修の提供
3-4. 博物館を含む広報活動を通じた資金を確保する戦略の策定

⁸ 本業務実施契約部分の実施に先立ち、CMACへの直営専門家「総括／地雷・不発弾対策」は2025年3月末から派遣の予定。

(3) プロジェクトの活動に関する業務

以下に述べる内容は基本計画策定調査で合意した「協力の枠組み」を基にしているが、上述(1)詳細計画フェーズで整理する内容に応じて、適宜柔軟に修正する。

本プロジェクトは、以下の3つの成果達成を目指した活動から構成される。

成果1:「CMAC の国際協力の能力が拡大する」に関する活動

成果2:「CMAC における機材や技術の開発支援のための能力・体制が強化される」

成果3:「広報関連のツールの開発とともに博物館の組織としての能力強化の推進を通じて、広報の能力が強化される」

【主な活動案】

成果1:「CMAC の国際協力の能力が拡大する」に関する活動

1-1. 既存の国際協力プログラムのレビューを行い、技術協力を強化するプログラムの策定を行う。プログラムの策定においては、レビューを基に他国に提供可能な研修・技術サービス(研修メニュー)のリストアップを行い、今後の国際協力活動の体系的な方針を作成すること。最後に、この体系的な方針と研修メニューを実践する具体的なステップを示すものとしてアクションプランの開発が期待される。

1-2. 上記の国際協力プログラムの方針と活動の実践において必要となる、人員の配置、人材育成・人材管理の体制を構築する。国際協力プログラムを実施するために、国際協力局を担う人員の構成と規模を決定し、適切な職員を必要なポジションに配置する。また、職員には国際会議への派遣や研修参加機会の提供を通じて能力強化の一助としてもらう。

1-3. ワークショップや研修等を始めとした機会を設け他の地雷・不発弾汚染国と人材交流を推進する。

1-4. CMAC が地雷対策の技術的な支援に必要な人材を派遣できる国・地域において潜在的な技術支援のニーズを特定する。

1-5. ラオス、ASEAN 地域、アフリカ、その他の地域⁹を対象とした国際協力プログラムの策定及び以下の活動を実施する。

なお、①については能力構築活動、②及び③は調査及びワークショップの実施が主となる。これら実施に当たっては CMAC を協力リソースとしてとらえ連携を図っていく。

① ラオスを対象とした地雷・不発弾対策への協力(UXO Lao の組織能力強化のための人材育成プロジェクト)

② ASEAN 地域を対象とした地雷・不発弾対策への協力にかかる調査等

③ アフリカ地域を対象とした地雷・不発弾対策への協力にかかる調査等

※各内容の詳細な活動項目については、以下のとおり。

① ラオスを対象とした地雷・不発弾対策への協力(UXO Lao の組織能力強化のための人材育成プロジェクト)として想定される活動項目は以下の通り。

1) 「UXO Laoの長期戦略計画が形成され、事業対象県にて戦略が普及される」に関する活動

1-1. UXO Lao戦略計画のコンセプトペーパー作成

⁹ その他地域としては、現在協力を実施している中米地域(コロンビア)が想定される。具体的な地域については詳細計画策定段階におけるCMACとの協議を通じ決定する。

- 1-2. テクニカル会議／ワークショップの開催
- 1-3. UXO Lao戦略計画の立案
- 1-4. UXO Lao戦略計画草案に関するワークショップの開催
- 1-5. UXO Lao戦略計画に関する普及ワークショップの開催
- 1-6. 策定された戦略の具体化の一部の試行実施を行う地域の選定及び試行の実施
- 2) 「フィールドオペレーション管理、資金調達、広報能力が向上する」に関する活動
 - 2-1. 管理システム(人的資源管理システム、資産管理システム、保管管理システム、勤怠申請システム、CHA優先順位決定システム)の活用に関するフォローアップ活動と研修の実施
 - 2-2. 人的資源管理に関する能力評価と関連研修の実施
 - 2-3. クラスタ弾除去、資金調達、広報に焦点を当てたフィールドオペレーションに関する第三国研修をCMAC／カンボジアとともに実施

ASEAN 地域を対象とした地雷・不発弾対策への協力にかかる調査等として想定される活動項目は以下の通り。

- 1) WPS(女性・平和・安全保障)
 - 1-1. 地雷・不発弾対策分野における WPS への取組みにかかる現況調査
 - 1-2. ASEAN 域内国における WPS への取組み状況の把握、将来的な取組可能性にかかる調査
 - 1-3. 域内にて共有しうる情報、域内にて取り組むべき課題の抽出(含む域内連携、ARMAC との連携可能性の検討)
 - 1-4. パイロット事業の企画検討
- 2) 不発弾対策
 - 2-1. ASEAN 域内国における不発弾対策(クラスタ弾)への取組み状況の把握、将来的な取組可能性にかかる調査(ベースライン調査や SOP の有無、内容等)
 - 2-2. 域内にて共有しうる情報、域内にて取り組むべき課題の抽出(含む域内連携、ARMAC との連携可能性の検討)
 - 2-3. ベトナムにおける不発弾に関する基礎情報収集(埋設・被害状況、VNMAC についての組織の基本情報・機材保有状況、国際・ローカル NGO や国軍など VNMAC 以外の不発弾対策関係機関に関する情報、ドナーによる支援情報等)
- 3) 回避教育
 - 3-1. 被害者支援・回避教育への取組みにかかる現況調査
 - 3-2. ASEAN 域内国における被害者支援・回避教育への取組み状況の把握、将来的な取組可能性にかかる調査
 - 3-3. 域内にて共有しうる情報、域内にて取り組むべき課題の抽出(含む域内連携、ARMAC との連携可能性の検討)
 - 3-4. ワークショップ等を通じたパイロット事業の企画検討(ASEAN 地域から3か国程度を想定)政府機関を対象とできない国については、国際・ローカル NGO による実施を検討。
- 4) ワークショップの開催

- 4-1. 上記「1.WPS」の成果を踏まえた WPS にかかるワークショップの開催。プロジェクト期間中 1 回程度、カンボジアでの開催を想定。
- 4-2. 上記「2.不発弾対策」及び「3.回避教育」にかかるワークショップの開催。不発弾対策についてはカンボジア、ラオス、ベトナムを、回避教育は ASEAN 域内の関係国を対象とすることを想定。プロジェクト期間中 2 回程度、カンボジアでの開催を想定。不発弾対策については、技術的な議論を行い、共通の調査や除去の手順書やクライテリア等の策定も視野。

5) 技術開発

- 5-1. ASEAN 地域における新規技術の導入ニーズに関する調査

- ② アフリカ地域を対象とした地雷・不発弾対策への協力にかかる調査等として想定される調査・実施項目は以下のとおり。

1) アフリカ地域地雷等対策支援戦略の策定

アフリカ地域における地雷・不発弾等爆発物による汚染の状況が不明であり、CMAC の知見がいかされる協力の方法を特定することが肝要となっている。係る状況を踏まえ、アフリカ地域における現状の調査と支援のニーズ、CMAC が提供可能な協力に関して整理する必要がある。上記の整理に基づいて、国際協力プログラムにおけるアフリカ支援戦略の策定を行う。

2) プラットフォーム活動

JICA とのこれまでの協力において、アフリカ諸国の地雷・不発弾対策組織を対象としたワークショップ、研修、オタワ条約締約会議におけるサイドイベントを実施しており、今回協力を実施する基盤になっている¹⁰。また、これら活動の実施に当たっては、CMAC の実践的な知見が欠かせない。については、今回業務では、JICA によるアフリカ諸国に対する人道的地雷・不発弾対策にかかる協力を促進するべく、CMAC の知見の活用も念頭においたワークショップの実施のための支援業務を行うこととする。本業務には実施の際の会場準備・ビザや航空券手配を始めとした各国参加者の渡航準備が含まれる。ワークショップはプロジェクト期間中2回程度(4か国程度を対象 ルサカもしくはアディスアベバで1回、カンボジアで1回、計2回を想定)の開催を計画しており、各ワークショップの内容に関しては、参加各国のニーズ、CMAC の要望、直営専門家の意見を反映した上で関係者と協議の上決定すること。アフリカでのワークショップには業務受注者1名程度の参加も想定している。また上記戦略の実現にあたっては JICA による協力も想定されるので JICA として取り得る支援策についても併せて検討すること、なお、これまでプラットフォーム活動を実施した国等を候補とし、アフリカに国際協力拠点を設けることも検討されている。

¹⁰ プラットフォーム活動の実績：2023年ナイロビにおけるワークショップ(エチオピア・ソマリア・ナイジェリア・南スーダンから参加)、2024年7月エチオピア・南スーダンにおける研修(エチオピア・ナイジェリア・南スーダンから参加)、2024年11月カンボジアでのオタワ条約締約会議におけるサイドイベント合同開催(エチオピア・ソマリア・ナイジェリア・南スーダンから参加)。また、2025年2月ルサカにてワークショップ開催予定(エチオピア・ザンビア・ソマリア・ナイジェリア・南スーダンから参加予定)。

開催の様子は右記リンクも参照：[地雷のない国を自分たちの手で実現するために～地雷対策ワークショップを通じたアフリカ・カンボジア・日本の協力～](#) | ニュース・広報 - JICA

3) TICAD9サイドイベント

アフリカ地域地雷等対策の支援のアウトプットの1つとしては TICAD9における発信を念頭に置いている。TICAD9においては CMAC との南南協力を通じたアフリカ地域での地雷等対策の歩みと、上記プラットフォーム活動に関わる国における変化(地雷等対策の成果)、そして今後それらの参加国が域内地雷対策においてどのようにイニシアティブをとっていくかを示す機会となることが期待される。については、本業務ではサイドイベントでの効果的な発信のための JICA によるサイドイベント企画案策定への支援が求められる。なお、TICAD サイドイベントの実施経費(会場費用、旅費他)は別途 JICA が予算確保を行う予定である。

成果2:「CMAC における機材や技術の開発支援のための能力・体制が強化される」に関する活動

- 2-1. CMAC のこれまでの知識と経験のレビューを行う。その上で、技術の質を高め、操作上の効率性を向上するために、国際的な該当分野における技術開発の動向を調査する。また、地雷対策のための新機材と新技術の適用を促進・支援するとともに、CMAC の現地実証能力の検証及び強化を図るために有望な技術を選定し、当該技術の技術実証を行う。
- 2-2. 今後の更なる技術開発の実施・拡大の実現において、重要となる人員体制や機材の設備配置計画を検討する。また、新たな機材や人材の配置にかかる費用を把握し、今後の技術開発における必要経費の把握を基にした長期的な計画を策定する。
- 2-3. 新機材や技術の R&D に役立つ、研究開発施設建設のための資金獲得の機会を模索する。一例としては、CMAC による技術実証の体制整備を行うことで、将来的に CMAC の資金源となるような可能性も併せて検討する。本プロジェクトを通じた技術実証においては本邦企業への再委託事業を行うことを想定している。
- 2-4. CMAC 職員が地雷対策技術に関連する国際会議や展示会に参加し、最新の情報を収集する機会を設ける。

成果3:「広報関連のツールの開発とともに博物館の組織としての能力強化の推進を通じて、広報の能力が強化される」に関する活動

- 3-1. 広報とネットワークを目的とした広報ガイドラインや実務的なコミュニケーションを支援する。
- 3-2. 広報ツールの見直しと、博物館展示の改善、見直しを行う。
- 3-3. 広報チーム職員に研修を提供する。
- 3-4. 博物館を含む広報活動を通じて、資金を確保する戦略を実施する。

(4) カンボジア及びラオスでの活動については、現地での知見共有や能力開発を行うための現地ワークショップの開催を想定している。規模・内容等の詳細については、カウンターパートと協議して決定するが、30 人程度を対象としたワークショップを 2 回/年×3 年=6 回程度開催することを想定している。

(5) 本邦研修・招へい
本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、研修日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する(発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠)

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	CMAC の活動における WPS の促進に資する研修の実施。詳細については CMAC と協議し実施する。
実施回数	1回／年×2年＝2回を想定
対象者	CMAC 関係者等(原則女性を対象とすることを念頭に置く。)
参加者数	約 12 名/回
研修日数	約 10 日(移動日を含む)/回

(6) その他

① 収集情報・データの提供

- ア) 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
- イ) 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ウ) 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
- エ) データ格納媒体:CD-ROM(CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
- オ) 位置情報の含まれるデータ形式:KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から 1 か月以内	英語	電子データ	
業務進捗報告書	業務開始から約 6 ヶ月ごと	英語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	5 部

			CD-ROM	1部
業務完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	10部
			CD-ROM	1部

- 業務進捗報告書の内容は、その要点を技術協力プロジェクトで通常作成するモニタリングシートに反映する。そのため、直営専門家が対応するモニタリングシート作成スケジュールと密に調整、連携すること。
- 業務完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

① 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

② ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ア) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- イ) プロジェクト実施の基本方針
- ウ) プロジェクト実施の具体的方法
- エ) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- オ) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- カ) 業務フローチャート
- キ) 詳細活動計画(WBS: Work Breakdown Structure等の活用)
- ク) 要員計画
- ケ) 先方実施機関便宜供与事項
- コ) その他必要事項

③ 業務完了報告書(及び業務進捗報告書)

本事業は、第3条2.(8)に記載の通り、カンボジア技術協力プロジェクトにて派遣されている長期専門家、UXO Laoに派遣されている専門家とのハイブリッド形式で実施される。業務進捗報告書はまず本契約による業務従事者が作成し、それらの記載に基づいて長期専門家がモニタリングシートを作成する形に整理する。業務完了報告書及び業務進捗報告書に含まれる内容は以下の通りである。

- ア) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
 - イ) 活動内容(PDMに基づいた活動のフローに沿って記述)
 - ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
 - エ) プロジェクト目標の達成度
 - オ) 上位目標の達成に向けての提言(業務完了報告書の場合)もしくは次期活動計画(業務進捗報告書の場合)
- 添付資料(添付資料は作成言語のままよい)

1. PDM(最新版、変遷経緯)
2. 業務フローチャート
3. WBS 等業務の進捗が確認できる資料
4. 人員計画(最終版)
5. 研修員受入れ実績
6. 遠隔研修・セミナー実施実績(実施した場合)
7. 供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
8. 合同調整委員会議事録等
9. その他活動実績

④ 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する各セクターのマニュアル、ハンドブック、アクションプラン等の資料(詳細計画策定調査を通じて作成する資料を決定)については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

⑤ コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- ウ) 詳細活動計画(WBS 等の活用)
- エ) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目について、CMACとの連携に基づいた本邦国内企業等への再委託を想定している。

他方、現時点では、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託は想定していない。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	技術実証	人道的地雷・不発弾対策にかかる技術(調査、探査、除去等)にかかるカンボジアでの CMAC との連携(CMAC 作業員の参加、実証サイトの提供等)による技術実証の実施。	計 2 回	定額計上

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

1. 技術実証(カンボジア)で必要となる資機材 技術実証にかかる機材のうち、個別の実証対象となる技術に付随した機材の調達には再委託契約に含め、技術実証を行う場(テストレーン等)の整備にかかる機材は受注者が調達することを想定している。これらの技術実証を行う場の整備にかかる機材の詳細は詳細計画策定段階で検討・決定する。
2. 地雷除去に関する機材
3. その他事務用品等

第8条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙

1. 「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクトフェーズ2」案件概要表
2. 「UXO Laoの組織能力強化のための人材育成プロジェクト」案件概要表
3. 共通留意事項
4. 共通業務内容

案件概要表

1. 案件名(国名)

国名：カンボジア王国(カンボジア)

案件名：カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクトフェーズ2

The Project for Strengthening Organizational Functions of CMAC Phase 2

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における地雷・不発弾セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

カンボジア地雷対策センター(Cambodian Mine Action Centre。以下、「CMAC」という。)は、1992年の設立以降、人道的地雷対策の実施機関として、カンボジア国内に埋設されている地雷・不発弾対策(探査、除去など)や、他国の人道的地雷・不発弾対策機関に対する教育・研修などを行ってきた。JICAは1999年以降CMACに対し、地雷対策効率化のための機材供与や組織能力強化のための協力を継続的に実施しており、機材の効果的な活用や、組織マネジメントの改善が進められてきた。結果、1992年から2000年代初頭までは、年間10km²程度であったCMACの活動による地雷・不発弾汚染地の解放面積(除去及び調査活動を通じて地雷・不発弾汚染がないことが確認し解放された土地)は、2005年に20km²以上、2023年には280km²に増加した。このようにJICAの機材供与や人材育成は着実にCMACの地雷除去効率の向上に寄与してきた。

上記のように、国内の対人地雷対策はCMACの主要な活動の一つであり、当該活動の範囲は対人地雷の数の減少に伴い縮小することが見込まれていた。しかし、2024年からカンボジア軍とCMACが共同で実施しているタイ国境付近の地雷調査によって、およそ1,000km²の新たな地雷原が存在する可能性が判明した。そのため、引き続きカンボジア国内(北西部)での活動の重要性が改めて確認されている。また、対戦車地雷や不発弾(クラスター弾)の影響などは未だ大きく、国内での活動をさらに強化していく必要がある。

他方で、CMACは世界有数の地雷・不発弾対策の知見を有しており、今後は他国の地雷・不発弾対策機関に対する教育や研修を主な活動の一つに位置付けるべく、組織改編を計画している。これまで、コロンビア、ラオス、アンゴラ、イラク、ウクライナの地雷・不発弾対策関係者500人以上に対して、カンボジア、当該国、第三国において技術指導を行ってきた。また、エチオピア、南スーダン、ソマリア、ナイジェリアの関係者をカンボジアに招へいし、被害当事国の対応能力(National Capacity)の重要性を理解してもらう機会を提供した。CMACは今後もこうした国際的な協力の拡大に意欲的であり、そのためにはさらに組織の能力を強化することが求められている。

さらに、近年、地雷・不発弾対策の分野においては、AIや遠隔技術を用いた地雷除去の安全性と効率性を高める重要性が一層認識されている。CMACは、こうした最新技術を取り入れた機材の実用化に向けて現場での検証を行っており、これを基に民間企業と連携して新技術を活用した機材の開発を進めている。開発された機材がカンボジアのみならず、世界の地雷・不発弾汚染国において活用できるような実施体制の強化も必要になっている。

本プロジェクトは、CMACが、カンボジア国内での地雷・不発弾対策をさらに効率的に推進するとともに、世界の地雷・不発弾対策機関の能力強化を支援するリソース機関としての役割を維持・強化できるよう、必要な協力を行うものである。

(2) 東南アジア地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題

別事業戦略における本事業の位置づけ

カンボジア政府は「地雷対策国家戦略(NMAS: National Mine Action Strategy 2018-2025)」(2017年制定)において、2018年から2025年にかけて、地雷対策分野における国際協力を推進することとしている。

我が国は「カンボジア王国国別開発協力方針」(2024年4月)の重点分野「(3)安心・安全な社会の実現」において、地雷・不発弾対策に係る第三国協力の支援を行うこととしている。「JICA国別分析ペーパー」(2024年3月)においては、「ウクライナ等を対象とした第三国の地雷・不発弾対策機関に対する教育・訓練を主要な活動に位置付けるべく、CMACが専門的かつ先進的な地雷対策サービスを国際的に提供する政府組織となるための組織改編を行っており、組織能力の強化が課題である」と分析されている。また、JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)「平和構築」において、地雷・不発弾対策は、紛争後の人々の安全な生活や開発を脅かす負の影響として、優先的に取り組む課題とされている。本プロジェクトは上記の方針・分析に合致する。

加えて、2024年7月に上川外務大臣(当時)がカンボジアを訪問し、「地雷対策支援に関する包括的パッケージ」及び「日・カンボジア地雷イニシアティブ」を発表した。同イニシアティブにおいては、(1)地雷の非人道性の認知向上・地雷削減に向けた国際的な機運醸成、(2)CMACにおける地雷なき世界のための国際協力チームの創設、(3)日・カンボジア連携による第三国での地雷除去支援、(4)最新技術を用いた機材開発の4つの協力を強化することが打ち出された。本プロジェクトにおいては、上記イニシアティブのうち、特に(2)、(3)に対し、CMAC国際協力局の人材育成や体制整備、第三国支援のための協力を行う。

(3) 他の援助機関の対応

米国が東部地域、中国が北東部地域における地雷・不発弾対策をそれぞれ支援している。また、APOPO(ベルギーNGO)が地雷探知犬プログラムを支援している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、CMACの国際協力の能力拡大、技術開発の推進、広報関連ツールの強化を行うことにより、国際的に地雷対策部門の機器や技術の開発を支援するサービスを提供するCMACの能力強化を図り、もってCMACが国際的に地雷対策の研究や研修に秀でた中心的な組織として認識されることに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

- ・CMAC本部(プノンペン)
- ・各現場事務所(シェムリアップ州、バタンバン州等)
- ・地雷対策技術研修所(Technical Institute for Mine Action: TIMA)(コンポンチュナン州)
- ・CMAC平和博物館(シェムリアップ州)
- ・国際協力における協力国

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

- ・直接受益者: CMAC職員
- ・最終受益者: 地雷・不発弾汚染地域在住住民、CMACが国際協力を行う国の地雷・不発弾対策機関職員、CMACが国際協力を行う国の地雷・不発弾汚染地域住民

(4) 事業実施期間

2025年5月～2028年2月を予定

(5) 事業実施体制

カンボジア地雷対策センター(Cambodian Mine Action Centre (CMAC))

(6) 投入(インプット)

1) 日本側

- ① 専門家派遣(長期・短期):地雷・不発弾除去計画 等
- ② 業務実施コンサルタントチーム
- ③ カンボジア国外で実施される研修やセミナーへの CMAC 関係者参加のための費用含む、プロジェクトの活動に関連する必要経費
- ④ プロジェクト実施に必要な資機材 他

2) カンボジア側

- ① カウンターパート人員の配置
- ② 専門家への執務室の提供
- ③ カンボジア国内にて行われる研修やセミナーへの CMAC 関係者の必要経費(国内旅費、手当、残業代等)

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

技術協力の実績としては、個別専門家として「情報システム上級アドバイザー(1999年～2005年)」、「維持・輸送技術アドバイザー(2000年～2006年)」、「組織運営主席アドバイザー(2006年～2008年)」を実施し、情報システム、ロジスティクス、組織運営等の能力強化を図った。技術協力プロジェクト「人間の安全保障実現化のためのCMAC機能強化プロジェクト(2008年～2010年)」では、情報管理システムのIT化をさらに促進するとともに、中央整備工場の機能向上、職員の研修カリキュラムの整備等を行った。また、技術協力プロジェクト「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクト(2020年2月～2025年3月)」により、CMACの組織体制強化とともに国際的に南南協力を拡大していく基盤が整いつつある。さらに、草の根技術協力事業「地雷対策を通じた平和と人間の安全保障の啓発・普及のための博物館づくり(2023年～2026年)」を開始し、CMAC平和博物館の運営に係る人材育成を支援している。

無償資金協力の実績としては、1998年から2016年にかけて、機材供与(地雷除去機、地雷探知機、現場用大型車両、現場用テント、作業員用防護服等)や中央整備工場の整備等を実施した。2023年からは「カンボジア地雷対策センター研修複合施設及び広報施設建設計画」(2023年G/A署名)を実施しており、CMACの研修機能を担うとともに地雷問題の啓発を進める施設を建設することで、ハード面から技術協力プロジェクトを支える事業となっている。

外務省実施の無償資金協力として「統合的地雷除去及び地雷被害者支援計画(2019年～2022年)」により、地雷汚染が深刻な北西部3州(ポーサット州、コンポントム州、シェムリアップ州)における地雷原の面積を減少させ、対象地域に住む住民(92,566世帯(421,774人))が安全に暮らせるようになった。また、2021年から「第二次統合的地雷除去及び地雷被害者支援計画」により、特に汚染が深刻なバットンバン州における機材調達、住民支援を実施している。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

2. (3) 参照

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類:C
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)」における「影響を及ぼしやすいセクター・特性」及び「影響を受けやすい地域」に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

- ③ 環境許認可:なし
- ④ 汚染対策:なし
- ⑤ 自然環境面:なし
- ⑥ 社会環境面:なし
- ⑦ その他・モニタリング
- 2) 横断的事項:なし
- 3) ジェンダー分類

【対象外】(GI)ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

＜活動内容/分類理由＞ 調査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダーに資する具体的な指標などの設定には至らなかったため。なお、CMAC内で明文化されていないものの、女性職員がより働きやすくするための工夫は常時行われていることは確認済(例:各ユニットに女性を2人以上配置し、1人にしないことで働きやすい環境を確保する。屋外キャンプでのトレーニングの際には女性用のテントを必ず用意する)。本事業では、これらの工夫を明文化し、組織内で周知する仕組みを推進する取り組みを検討する。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標と指標

1. 目標

CMACが地雷・不発弾汚染国に対し、ワークショップや研修を通じて専門的な知見を提供することで、国際的に地雷対策の研究や研修に秀でた中心的な組織として認識され、その役割を果たすようになることに寄与するもの。

2. 指標

未定(詳細計画策定時に決定)

(2) プロジェクト目標と指標

1. プロジェクト目標

地雷・不発弾汚染国に対し、地雷対策分野の機材や技術の開発支援のための知見・技術を国際的に提供するためのCMACの能力・実施体制が強化される。

2. 指標

未定(詳細計画策定時に決定)

(3) 成果

成果1:CMACの国際協力の能力が拡大する。

成果2:CMACにおける機材や技術の開発支援のための能力・体制が強化される。

成果3:広報関連のツールの開発とともに博物館の組織としての能力強化の推進を通じて、広報の能力が強化される。

(4) 主な活動

1-1. 既存の国際協力プログラムの見直しを行い、技術協力を強化するアクションプランを開発する。

1-2. 国際協力局を担う人員の構成と規模を決定し、適切な職員を必要なポジションに配置する。

- 1-3. 国際的な研修プログラムの見直し、内容の更新、シニアマネジメントプログラムをはじめとした新しい研修プログラムを作成する。
- 1-4. 国際協力プログラムと活動を提供し管理する包括的な CMAC 能力強化計画を開発する。
- 1-5. ASEAN 地域、アフリカ、その他の地域を対象とした国際協力プログラムを策定する。
- 1-6. 国際協力プログラムに必要な地域現状調査を実施する。
- 1-7. プロジェクトマネジメントやコミュニケーションスキル等の国内・国外の研修に参加する機会を職員に提供する。
- 1-8. 国際的な会議に職員を派遣する。
- 1-9. 他の地雷・不発弾汚染国と人材交流を推進する。
CMACが地雷対策の技術的な支援に必要な人材を派遣できる場所において潜在的な技術支援のニーズを特定する。

- 2-1. 知識と経験の質を高め、操作上の効率性を向上するために、地雷対策のための新機材と新技術の適用を促進し支援する。
- 2-2. 新機材や技術の R&D に役立つ、研究開発施設建設のための資金援助の機会を模索する。
- 2-3. 地雷対策技術に関連する国際会議や展示会に参加し、最新の情報を収集する。

- 3-1. 広報とネットワークを目的とした広報ガイドラインや実務的なコミュニケーションを支援する。
- 3-2. 広報ツールの見直しと、博物館展示の改善、見直しを行う。
- 3-3. 広報チーム職員に研修を提供する。
- 3-4. 博物館を含む広報活動を通じて、資金を確保する戦略を実施する。

5. 前提条件・外部条件

(1)前提条件

CMACの内部に本事業のためのプロジェクトチームが設置される。

(2)外部条件(リスクコントロール)

政権交代等により、カンボジア政府における地雷分野の政策に大きな変化が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1)類似案件の評価結果

技術協力プロジェクト「人間の安全保障実現化のためのCMAC機能強化プロジェクト」(評価年度:2010年度)では、一部指標データの入手が困難であったことや、CMACが複数のドナーから資金提供を受けている機関であることから、各ドナーの動向等について情報を収集することが有用との提言がなされている。

(2)本事業への教訓

本事業では二段階方式を採用していることから、指標の設定にあたっては、その適否について、詳細計画策定フェーズにおいて、実態に即し確認する。また、本事業でも各ドナーの動向等は重要であるため、関連情報について収集・分析する。

7. 評価結果

本事業は、カンボジアの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、

また、計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画・詳細計画策定

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール(暫定)
事業開始6カ月以内 事前評価、指標設定
事業終了3年後 事後評価
- (3) 二段階計画策定方式の適用
本事業の詳細計画は、事業実施機関であるCMACに専門家を派遣し、所要の情報収集・整理やCMACを含む関係機関との協議を経た上で策定することが望ましいため、二段階計画策定方式を適用することとする。
- (4) 暫定詳細計画策定スケジュール(第一段階)
2025年3月 プロジェクト開始
6月 第一回JCC開催
9月 詳細計画策定調査
11月 第二回JCC開催(指標を含む活動内容の確定)

以上

案件概要表

1. 案件名(国名)

国名：ラオス人民民主共和国(ラオス)

案件名：

和)UXO Laoの組織能力強化のための人材育成プロジェクト

英) The Project for Human Resource Development to Strengthen Organizational Capacity of UXO Lao

2. 事業の背景と必要性

(3) 当該国における不発弾セクター／ラオスの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ラオス人民民主共和国¹¹(以下、「ラオス」という。)は、世界最大の不発弾汚染国であり、不発弾が国土開発の妨げとなり貧困の要因の一つとなっている。そのため、不発弾の除去は人道的な課題とされている。ラオスでは現在およそ人口の80%が地方に居住しており、貧困地域、交通の便が悪い地方の地域において人々は今も不発弾の脅威にさらされて生活している。こうした現状は農作業や、日常生活に大きな支障をきたしているため、より効率的で迅速な不発弾除去が求められている。

JICAは、技術協力プロジェクト「不発弾除去組織(UXO Lao)における管理能力強化プロジェクト」(2015年9月～2018年12月)(以下、「フェーズ1」という。)、及び技術協力プロジェクト「貧困削減に資するUXO Laoの実施能力強化プロジェクト」(2019年1月～2023年12月)(以下、「フェーズ2」という。)を実施した。これらの協力を通じて、UXO Laoの組織能力、特に計画・組織マネジメントが強化された一方、UXO Lao本部のマネジメント層と県レベルで取り組むべき活動について整理する必要がある等、活動の効率性を上げることが引き続き課題となっている。UXO Laoは2022年に財政難で一部の県において活動が停止したが、前長官が辞任してから長期間不在だったUXO Lao長官ポストに2023年2月に現長官が着任して以降、停止していた米国からの支援も再開され、UXO Laoが事務所を持つ9県全てにおいて活動も再開した。

また、1996年にUXO Laoが設置された際に策定された組織戦略が28年間改訂されておらず、UXO Laoを取り巻く環境は当時と大きく変わっているため組織としての中長期的な戦略・計画が策定されていないことも課題である。現行では、UXO Laoは単年度ベースの年間計画に沿って活動しているが、今後UXO Laoが組織としての能力強化を継続していくためには、不発弾対策の活動を効果的・効率的に進めていく上で解決が必要となる課題を分析し、戦略・計画を策定する必要がある。本事業は、フェーズ1・2の実績として定着及び発展した不発弾除去作業の効率化を推進すると共に、UXO Laoの戦略計画を策定し、中長期的な計画のもと、円滑な組織運営とフィールドオペレーションを確立することを目指す。将来的には、除去後の土地利用の可能性を追求し、不発弾により妨げられてきた社会経済開発、貧困削減の推進に貢献するものである。

(4) ラオスに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

ラオス政府は、第9次国家社会経済開発計画(NSED9)¹²(2021-2025)において主要成果

¹¹ 1964年～2008年の間の被害者数は48,375人。2011～2020年の10年間で計469件の不発弾に関連した事故があり、107人の死亡が報告されている。

¹² [9th Five - Year National Socio-Economic Development Plan \(2021-2025\) - Library records OD Mekong Datahub \(opendevelopmentmekong.net\)](https://opendevelopmentmekong.net)

の1つとして「人々のウェルビーイングの推進」を定めており、中でもアウトプットの1つとして不発弾除去の加速と不発弾から人々の命が守られることを位置づけている。NSED9においてはUXO 調査、除去やリスク教育、被害者への支援等为目标として明記している。加えて、ラオスの国家SDGsに「ゴール18:Lives safe from UXO」として不発弾の被害者の大幅な削減を目標として設定している。このように、不発弾除去を国家の重要課題と位置付け、不発弾問題に取り組んでいるが、予算や人員、技術面で課題が残っている。本事業実施により、UXO Laoの効率的な不発弾除去能力の向上を支援することは、ラオス政府の政策と整合する。

また、ラオス人民民主共和国JICA国別分析ペーパー(JCAP)(2024年3月)において、不発弾対策への協力は重点課題(中目標)3「包摂的で安定した社会基盤の強化」として位置づけられている。不発弾処理は安定した国土開発の観点で不可欠である点を強調した上で、実施機関のさらなる運営管理能力強化に資する協力を検討することが記載されており、本事業はJCAPの示す方針とも合致している。また、JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)「平和構築」において、地雷・不発弾対策は、紛争後の人々の安全な生活や開発を脅かす負の影響として、優先的に取り組む課題とされており、同方針に一致する。

(5) 他の援助機関の対応

- ・米国:不発弾セクターに対して総額約 3100万米ドル(2019~2024 年)を拠出。
- ・国連開発計画(UNDP):ルクセンブルク 及びニュージーランドは UNDP を経由してUXO Lao の活動を支援。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、UXO Laoの長期戦略計画が策定され、活動する9つの県のオフィスにおいて同戦略計画に基づき現場でのオペレーションが改善することにより、人材開発を通じた組織マネジメントと現場オペレーション双方におけるUXO Laoの能力向上を図り、もって「貧困」と定義される村と不発弾除去優先度の高い地域の大半で不発弾の除去が促進され、人々が不発弾の脅威にさらされることなくより安全に生活することに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

首都ビエンチャン及びUXO Lao事務所所在9県¹³

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者: UXO Lao職員(1,400名以上)

最終受益者:事業対象県の住民

(4) 事業実施期間

2025年5月~2028年4月(計36カ月)

(5) 事業実施体制

実施機関:UXO Lao

(6) 投入(インプット)

1) 日本側

- ① 長期専門家派遣(計約 30 人月):不発弾除去計画
- ② 短期専門家派遣:戦略策定支援(日本人またはカンボジア人、あるいは両方)
- ③ 現地国内研修

¹³ 9県は以下のとおり。1 Luanpgrabang 2 Huaphanh 3 Xiengkhuang 4 Khammuane 5 Savanakhet 6 Saravane 7 Sekong 8 Champasack 9 Attapeu

④ 第三国研修(南南協力/カンボジア)

⑤ 現地運営費

⑥ 機材供与

2)ラオス国側

① 現地経費

② カウンターパートの配置

③ 案件実施のためのサービスや施設の提供

(7)他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

① 無償資金協力(外務省実施分)「ラオス南部地域における不発弾除去の加速化計画」(供与額:9億円)(2018年10月 E/N 署名)

セコン県、サラワン県及びチャンパサック県において、不発弾除去にかかる灌木除去機をはじめとする必要な資機材等の整備や除去関連活動を支援することにより、不発弾除去の加速化及び貧困地域における開発の阻害要因の削減を推進し、もって地域開発及び不発弾被害者数の削減に寄与するもの。2021年8月頃まで実施。

② 無償資金協力(調達代理方式)「南部地域における不発弾除去の加速化を通じた地域開発計画」(フェーズ2)(供与額:8億円、2023年6月 E/N 署名)

ラオス南部3県(セコン、サラワン、チャンパサック)における不発弾除去に係る活動費の支援等を実施。除去活動の加速化及び対象地域における開発の阻害要因の削減を推進し、地域開発及び不発弾被害者数の削減に寄与するもの。

③ 日本 NGO 連携無償資金協力「シェンクワン県におけるクラスター子弾不発弾機械処理加速化事業(3年次)」(協力額:約6700万円、2022年実施)

(特活)日本地雷処理を支援する会(JMAS)による協力。「コマツ」が開発した世界初のクラスター子弾処理機を使用し、ラオスにおける不発弾処理の加速化を図り、シェンクワン県住民の安全な生活環境の確保及び地域開発の促進に寄与するもの。また、クラスター子弾処理機の実用化を契機として、不発弾処理要領を確立し、今後の不発弾処理の更なる加速化のための基盤を構築する。

2)他の開発協力機関等の援助活動

2. (3)参照

(8)環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1)環境社会配慮

① カテゴリ分類(A,B,Cから選んで記載): C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

① 平和構築:本事業の実施により、ラオス国内における不発弾除去作業の効率化が促進され、平和構築に寄与する。また、不発弾の脅威にさらされることがなく生活を送ることが人間の安全保障の推進、ひいては平和構築に寄与すると考える。

② 貧困削減:本事業が導入する不発弾除去優先対象地域選定の基準の一部として①貧困村として分類されていること、②貧困世帯が受益者に含まれることが設定されており、UXO Laoの除去活動が貧困削減にも貢献するよう考慮されている。

③ 障害配慮:不発弾をより効果的に除去できることにより、不発弾被害により身体障害を

負う住民が減ることに寄与する。

3) ジェンダー分類:

【ジェンダー案件】Gender Informed (Significant) [GI(S)] ジェンダー活動統合案件
＜活動内容/分類理由＞

ジェンダー分析・調査を実施し、ジェンダー主流化に関する取り組みと状況を聞き取ったところ、UXO Lao 本部の女性の部局長は2名、副部局長は5名おり、今後も女性による管理職への応募を促進する方針を確認した。また、女性職員の方が多いユニットもある。将来的には9県全てに女性の部隊を立ち上げることを考えている。

協議を通じて、本事業を通じて作成される戦略計画にジェンダー配慮に関しても含めることに合意した。今後具体的な記載内容を検討していく。達成状況に関する指標等の設定は今後行っていく必要がある。

(9) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標と指標

① 目標

「貧困」と定義される村と、不発弾除去優先度の高い地域での不発弾除去が推進され、ラオスの人々が不発弾の脅威にさらされることなくより安全に生活する。

② 指標及び目標値

指標1: 優先度の高い地域と「貧困」と定義された村において不発弾が除去されたCHA(Confirmed Hazardous Areas)の数が増加する。

指標2: ラオスにおいて、UXO の新規被害者が減少する。

(2) プロジェクト目標と指標

① 目標

戦略計画に沿って、UXO Laoの組織マネジメント能力と現場活動能力が改善する。

② 指標及び目標値

指標1: UXO Lao本部と9つの県事務所のスタッフが能力の向上を認識する。

指標2: UXO Laoの戦略計画が組織内で認知される。

(3) 成果

成果1: UXO Laoの長期戦略計画が形成され、事業対象県にて戦略が普及される。

成果2: フィールドオペレーション管理、資金調達、広報能力が向上する。

(4) 主な活動

1.1. UXO Lao戦略計画のコンセプトペーパー作成

1.2. テクニカル会議／ワークショップの開催

1.3. UXO Lao戦略計画の立案

1.4. UXO Lao戦略計画草案に関するワークショップの開催

1.5. UXO Lao戦略計画に関する普及ワークショップの開催

2.1. 管理システム(人的資源管理システム、資産管理システム、保管管理システム、勤怠申請システム、CHA優先順位決定システム)の活用に関するフォローアップ活動と研修の実施

2.2. 人的資源管理に関する能力評価と関連研修の実施

2.3. クラスタ弾除去、資金調達、広報に焦点を当てたフィールドオペレーションに関する第三国研修をCMAC／カンボジアとともに実施

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

・ラオス政府の不発弾対策に係る優先度、方針が大きく変更されない。

(2) 外部条件(リスクコントロール)

・UXO Laoの活動を維持するために必要な資金が確保されている。

・UXO Laoにおいてプロジェクト実施のためのチームが創設されている。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

ラオス向けの技術協力「不発弾除去組織における管理能力強化プロジェクト」(2015年9月～2018年12月)では、貧困削減を意識し、土地利用等を勘案したクライテリアを含む不発弾除去地選定基準の透明性が確保された形での年間計画策定をチャンパサック、セコン、サラワン県において試行し、3県のUXO Lao事務所及び本部オペレーションユニットにおいて一定程度定着していることが確認されている。また、人事管理システムが導入され、これまで正確に把握されていなかった、県事務所(除去部隊や調査チーム含む)及び本部職員の勤務状況の把握が促進された。

技術協力「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクト」(2020年10月～2025年3月)では、カンボジア地雷対策センター(CMAC)の現状の組織能力分析と、組織改編計画とロードマップの策定を行っている。プロジェクト中間時点において、それまでの活動を通じて積み上げられた実績や取り組みの結果を整理し、プロジェクト目標である「CMACが専門的かつ先進的な地雷対策サービスを国際的に提供する政府組織となるための移行準備が促進される」を残りの期間で達成するために、「専門的かつ先進的な地雷対策サービスを国際的に提供する政府組織」は具体的に何か、明文化する作業に着手することが合意されている。

(2) 本事業への教訓

先行プロジェクトでは、UXO Lao本部及び県事務所の職員が主体的にプロジェクトに関与するような環境を作り出すことで、UXO Laoのオーナーシップ醸成に貢献した。本事業においても、日本人専門家やプロジェクトの現地スタッフが活動主体となるのではなく、先行技プロで能力向上が図られたUXO Laoの職員等と協働し、内発的に能力強化が促進されるアプローチを取り、UXO Laoのオーナーシップが削がれないよう心掛けることが必要である。先行プロジェクトでは、プロジェクトオフィスカウンターパートの建物内に置くことで、専門家チームとカウンターパートのより円滑なコミュニケーションを確保し、上記したオーナーシップの醸成や協働の構築へと繋がったことから、今回プロジェクトでも同様な措置の追求が重要である。

また、先行プロジェクトでは、過去に実施した能力強化研修を継続したことが成果の持続に貢献したことが確認されているが、研修等で得た知識・技術を実務でどの程度適用するかには個人差があるため、参加者の選考を慎重に行い、研修前後のフォローアップを丁寧に行うことが重要である。

なお、先行プロジェクト実施時には、資金不足によりプロジェクト実施が停止した期間があった。今回プロジェクトでは長期戦略の策定に係る協力を行うが、その際にはラオス側の予算計画・策定・管理能力の向上に資するよう十分留意していく。

技術協力プロジェクト「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクト」(2020年10月～2025年3月)では、組織が持つべき機能や予想される課題、それを解決するための活動について、組織分析の専門家の支援を受けながらも、組織の幹部(長官、副長官)や管理職(本部の部局長、地方事務所管理職)が主体となって議論を重ねることが重要とされてい

る。これにより、組織の戦略や計画に対する責任意識や持続性が高まると認識されている。今回プロジェクトでは、本教訓を踏まえ、協力実施(特に戦略策定プロセスにかかる協力)に当たっては、組織の幹部との意見交換・対話の時間を十分に確保し、戦略や計画に対するオーナーシップを涵養するように取り組むこととする。

7. 評価結果

本事業は、ラオスの政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始3か月以内 ベースライン調査

活動終了4か月前 エンドライン調査

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録(R/D)に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録(R/D)に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(評価指標を含めた PDM(Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う(R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- ▶ 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- ▶ 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- ▶ プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定(計画フェーズ・本格実施フェーズ)

- ▶ 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
 第一段階(計画フェーズ):
 本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
 第二段階(本格実施フェーズ):
 第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- ▶ 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- ▶ 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「(参考)別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- ▶ 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

施工時の工事安全対策に関する検討(建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合)

- ▶ パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。

- 具体的には、建設工事入札時は応札者(コントラクター)から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会(JCC)等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会(Joint Coordinating Committee)もしくはそれに類する案件進捗・調整会議(以下、「JCC」)を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、(R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で)開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター)がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で(1年に1回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評

価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像(映像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容
(カンボジア CMAC派遣専門家)

< 指導科目 >

総括／地雷・不発弾対策

<派遣の目的>

本専門家は、別途JICAが「カンボジア国地雷対策センター組織強化プロジェクトフェーズ2」に対し派遣する短期専門家、業務実施契約によるコンサルタントチーム、その他有識者と協力しつつ、カンボジア国内の関連機関（カンボジア地雷対策・犠牲者支援庁（Cambodian Mine Action and Victim Assistance Authority:CMAA））や他ドナーとも連携しながら、カウンターパート機関であるCMACが以下の「活動内容」を実施し、「期待される成果」を達成するために必要な支援を行う。

<活動内容>

- 1-1. 既存の国際協力プログラムを見直し、技術協力を強化するアクションプランを開発する。
 - 1-2. 国際協力局を担う人員の構成と規模を決定し、適切な職員を必要なポジションに配置する。
 - 1-3. 国際的な研修プログラムを見直すとともに、シニアマネジメントプログラムなど新しい研修プログラムを作成する。
 - 1-4. 国際協力プログラムを実施・管理するための包括的なCMAC能力強化計画を開発する。
 - 1-5. ASEAN地域、アフリカ、その他の地域を対象とした国際協力プログラムを策定する。
 - 1-6. プロジェクトマネジメントやコミュニケーションスキル等の国内・国外の研修に参加する機会を職員に提供する。
 - 1-7. 国際的な会議に職員を派遣する。
 - 1-8. 他の地雷・不発弾汚染国と人材交流を推進し、潜在的な技術支援のニーズを発掘する。
-
- 2-1. 地雷対策の効果・効率性を向上するために、新機材と新技術の適用を促進し支援する。

2-2. 新機材や技術のR&Dに役立つ、研究開発施設建設のための資金援助の機会を模索する。

2-3. 地雷対策技術に関連する国際会議や展示会に参加し、最新の情報を収集する。

3-1. 広報とネットワークを目的とした広報ガイドラインや実務的なコミュニケーションを支援する。

3-2. 広報ツールの見直しと、博物館展示の改善、見直しを行う。

3-3. 広報チーム職員に研修を提供する。

3-4. 博物館を含む広報活動を通じて、資金を確保する戦略を実施する。

・本プロジェクトには、業務実施契約によるコンサルタントチーム、短期派遣専門家、その他有識者等、多数の関係者による参加が想定される。本専門家はこれら関係者とも密なコミュニケーションをとり、本プロジェクトの総括的な役割を担うことが期待される。

・本プロジェクトは、JICAが協力を実施中／予定である他国との地雷・不発弾対策協力とも関連させていく方針である。本専門家は、これら関連プロジェクトの動向も踏まえた上で、業務に取り組むことが求められる。

・本専門家に関連した現地調達に関し、関連書類の作成等によりカンボジア事務所を支援する。

・進捗状況に対応した各種報告書を遅滞なく作成・提出する。

・JICAなどから派遣される各種調査団の円滑な調査実施を支援する。

<期待される成果>

1.CMACの国際協力の能力が拡大する。

2.CMACにおける機材や技術の開発支援のための能力・体制が強化される。

3.広報関連のツールの開発とともに博物館の組織としての能力強化の推進を通じて、広報の能力が強化される。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容
(カンボジア CMAC派遣専門家)

< 指 導 科 目 >

総括／地雷・不発弾対策

<派遣の目的>

本専門家は、別途JICAが「カンボジア国地雷対策センター組織強化プロジェクトフェーズ2」に対し派遣する短期専門家、業務実施契約によるコンサルタントチーム、その他有識者と協力しつつ、カンボジア国内の関連機関（カンボジア地雷対策・犠牲者支援庁（Cambodian Mine Action and Victim Assistance Authority:CMAA））や他ドナーとも連携しながら、カウンターパート機関であるCMACが以下の「活動内容」を実施し、「期待される成果」を達成するために必要な支援を行う。

<活動内容>

- 1-1. 既存の国際協力プログラムを見直し、技術協力を強化するアクションプランを開発する。
 - 1-2. 国際協力局を担う人員の構成と規模を決定し、適切な職員を必要なポジションに配置する。
 - 1-3. 国際的な研修プログラムを見直すとともに、シニアマネジメントプログラムなど新しい研修プログラムを作成する。
 - 1-4. 国際協力プログラムを実施・管理するための包括的なCMAC能力強化計画を開発する。
 - 1-5. ASEAN地域、アフリカ、その他の地域を対象とした国際協力プログラムを策定する。
 - 1-6. プロジェクトマネジメントやコミュニケーションスキル等の国内・国外の研修に参加する機会を職員に提供する。
 - 1-7. 国際的な会議に職員を派遣する。
 - 1-8. 他の地雷・不発弾汚染国と人材交流を推進し、潜在的な技術支援のニーズを発掘する。
-
- 2-1. 地雷対策の効果・効率性を向上するために、新機材と新技術の適用を促進し支援する。

2-2. 新機材や技術のR&Dに役立つ、研究開発施設建設のための資金援助の機会を模索する。

2-3. 地雷対策技術に関連する国際会議や展示会に参加し、最新の情報を収集する。

3-1. 広報とネットワークを目的とした広報ガイドラインや実務的なコミュニケーションを支援する。

3-2. 広報ツールの見直しと、博物館展示の改善、見直しを行う。

3-3. 広報チーム職員に研修を提供する。

3-4. 博物館を含む広報活動を通じて、資金を確保する戦略を実施する。

・本プロジェクトには、業務実施契約によるコンサルタントチーム、短期派遣専門家、その他有識者等、多数の関係者による参加が想定される。本専門家はこれら関係者とも密なコミュニケーションをとり、本プロジェクトの総括的な役割を担うことが期待される。

・本プロジェクトは、JICAが協力を実施中／予定である他国との地雷・不発弾対策協力とも関連させていく方針である。本専門家は、これら関連プロジェクトの動向も踏まえた上で、業務に取り組むことが求められる。

・本専門家に関連した現地調達に関し、関連書類の作成等によりカンボジア事務所を支援する。

・進捗状況に対応した各種報告書を遅滞なく作成・提出する。

・JICAなどから派遣される各種調査団の円滑な調査実施を支援する。

<期待される成果>

1.CMACの国際協力の能力が拡大する。

2.CMACにおける機材や技術の開発支援のための能力・体制が強化される。

3.広報関連のツールの開発とともに博物館の組織としての能力強化の推進を通じて、広報の能力が強化される。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容
(ラオス UXO Lao派遣専門家)

< 指導科目 >

総括／地雷・不発弾対策

<派遣の目的>

「UXO Laoの組織能力強化のための人材育成プロジェクト」は、UXO Laoの長期戦略計画が策定され、活動する9つの県のオフィスにおいて同戦略計画に基づき現場でのオペレーションが改善することにより、人材開発を通じた組織マネジメントと現場オペレーション双方におけるUXO Laoの能力向上を図り、もって「貧困」と定義される村と不発弾除去優先度の高い地域の大半で不発弾の除去が促進され、人々が不発弾の脅威にさらされることなくより安全に生活することに寄与するものである。

本専門家は、本プロジェクトの総括的な役割を担い、別途派遣する短期専門家、業務実施契約によるコンサルタントチーム、その他有識者（地雷対策技術研究者、メーカー等）と協力しつつ、ラオス国内の関連機関や他ドナーとも連携しながら、カウンターパート機関であるUXO LAOが以下の「活動内容」の実施を通じ、「期待される成果」を達成するために必要な支援を行う。

<活動内容>

- 1.1. UXO Lao戦略計画のコンセプトペーパー作成
- 1.2. テクニカル会議／ワークショップの開催
- 1.3. UXO Lao戦略計画の立案
- 1.4. UXO Lao戦略計画草案に関するワークショップの開催
- 1.5. UXO Lao戦略計画に関する普及ワークショップの開催

- 2.1. 管理システム（人的資源管理システム、資産管理システム、保管管理システム、勤怠申請システム、CHA優先順位決定システム）の活用に関するフォローアップ活動と研修の実施
- 2.2. 人的資源管理に関する能力評価と関連研修の実施
- 2.3. クラスタ弾除去、資金調達、広報に焦点を当てたフィールドオペレーションに関する第三国研修をCMAC／カンボジアとともに実施

上記活動に関連し、本専門家は以下への対応も想定している。

- ・本専門家はUXO Lao他ラオス国内の関係機関やJICA本部及びラオス事務所との密なコミュニケーションを通じ、上記した本プロジェクトの活動の実施に当たって総合的な役割を担うことが期待されている。
- ・現在JICAはカンボジア地雷対策センター（CMAC）の国際協力実施能力の向上等を目的とした「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクトフェーズ2」の実施を準備しており、このUXO Lao向けのプロジェクトとの密な連携を計画している。具体的にはCMACによる本プロジェクトへの技術的支援を想定しており、本専門家は、このCMACプロジェクトとの密な連携を促進するための各種調整等を担うことも期待されている。
- ・本専門家が現地にて調達（コンサルタント、機材等）を行う場合、関連書類の作成等によりラオス事務所による調達を支援する。
- ・進捗状況に対応した各種報告書を遅滞なく作成・提出する。
- ・JICA本部及びJICAラオス事務所などから派遣される各種調査団の円滑な調査実施を支援する。

<期待される成果>

1. UXO Laoの長期戦略計画が策定され、事業対象県にて戦略が普及される。
2. フィールドオペレーション管理、資金調達、広報能力が向上する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- ① 類似業務の経験 類似業務: 地雷・不発弾対策に関連する業務
- ② 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

- ① 業務実施の基本方針
- ② 業務実施の方法

* 1)及び2)を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

- ③ 作業計画
- ④ 要員計画
- ⑤ 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- ⑥ 現地業務に必要な資機材
- ⑦ 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- ⑧ その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

① 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

② 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

ア) 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

③ 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／〇〇)格付けの目安(2号)】

- ① 対象国及び類似地域: カンボジア国及び ASEAN 地域
- ② 語学能力: 英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年5月上旬～2028年2月下旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

① 業務量の目途

約 58.80 人月

「本邦研修(または本邦招へい)に関する業務人月3.8人月を含む(本経費は定額計上に含まれる)。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。」

② 渡航回数を目途 延べ68回

上記回数には、ラオス分(12回)、ベトナム分(1回)、アフリカ諸国分(1回)が含まれます。

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 再委託

以下の業務については、本邦企業等への再委託を認めます。

① 技術実証

人道的地雷・不発弾対策にかかる技術(調査、探査、除去等)にかかるカンボジアでの CMAC との連携(CMAC 作業員の参加、実証サイトの提供等)による技術実証の実施。まずは2件程度を想定している。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

【CMAC 関連資料】

1. CMAC strategy 2026-2035 (Draft)
2. 「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクト フェーズ 2」案件概要表
3. 「地雷対策に係る知見共有のための CMAC 組織能力強化プロジェクト」署名済 R/D

(注) 「地雷対策にかかる知見共有のための CMAC 技術能力強化プロジェクト」は「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクト フェーズ2」と同一である。
(R/D 署名後に現在名称へと変更した)。

4. 「地雷対策に係る知見共有のための CMAC 組織能力強化プロジェクト」基本計画策定調査報告

【UXO Lao 関連資料】

1. 「UXO Lao の組織能力強化のための人材育成プロジェクト」案件概要

2. Project Completion Report: “The Project for strengthening operational capacity of UXO Lao contributing to poverty alleviation”
3. 「貧困削減に資する UXO Lao の実施能力強化プロジェクト」チーフアドバイザー事業完了報告書
4. 「貧困削減に資する UXO Lao の実施能力強化プロジェクト」専門家事業完了報告書
5. 「UXO Lao の組織能力強化のための人材育成プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

2) 公開資料

1. 地雷・不発弾対策 パンフレット
2. JICA クラスタ事業戦略「地雷・不発弾対策」
 - クラスタ事業戦略(全文)
 - クラスタ事業戦略(要約)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(英語⇄クメール語)	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	有
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】 265,798,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(127,040,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を定額計上分でも適用します。

対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる 範囲	費用項目
技術実証	第2章第4条 2.(2) 成果 2「CMAC における機材や技術の開発支援のための能力・体制が強化される」に関する活動」2-1、2.(4)② 第6条 再委託	計 70,000,000 円 =30,000,000 円 × 1 件 + 40,000,000 円 × 1 件	一式	再委託
技術実証にかかる機材	第2章第4条 2.(2) 成果 2「CMAC における機材や技術の開発支援のための能力・体制が強化される」に関する活動」2-2	10,000,000 円	一式	機材費
博物館の企画・展示にかかる機材	第2章第4条 2.(2) 成果 3「「広報関連のツールの開発とともに博物館の組織としての能力強化の推進を通じて、広報の能力が強化される」に関する活動」3-2	10,000,000 円	一式	機材費
本邦研修	第2章第4条 2. (3)	13,040,000 円 =報酬 (11,040,400 円)+直接経費 (2,000,000 円))報酬(事前業務(3号 0.4 人月及び5号 1 人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では 3号 0.5 人月:研修内容を踏まえ提案、見直し可)で1回相当。	国内業務費見做し 報酬+直接経費

			これを 2 回実施し ます。	
アフリカ地域地雷 等対策支援プラッ トフォーム活動に おけるワークショッ プ開催	第2章第4条 2. (2) 成果1に関する活動 1-3.	16,000,000 円 =8,000 千円 ×2 回	ルサカもしくはアジス アベバにて1回、カン ボジアにて1回を予 定。参加国は 4 か国 程度。 ワークショップ、プラ ットフォーム開催費 (資料等作成費、第 三国で実施する場合 の参加者の旅費、業 務従事者の航空賃を 含む)	一般業務費ー セミナー等実 施関連費
不発弾対策、回避 教育にかかるワー クショップ開催	第2章第4条「2.」(2) 成果 2 に関する活動 2)4-2.	8,000,000 円 =4,000 千円 ×2 回	ワークショップ開催費 (資料等作成費、参 加者の旅費、業務従 事者の航空賃を含 む)	一般業務費ー セミナー等実 施関連費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2)要員計画/作業計画等	(10)	
ア)要員計画	5	
イ)作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1)業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア)類似業務等の経験	10	4
イ)業務主任者等としての経験	4	2
ウ)語学力	4	1
エ)その他学位、資格等	2	1
2)副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア)類似業務等の経験	-	4
イ)業務主任者等としての経験	-	2
ウ)語学力	-	1
エ)その他学位、資格等	-	1
3)業務管理体制	(-)	(4)

以上